

## 別記4

### 大豆価格形成安定化事業

#### 第1 趣旨

要綱別表のⅦの4の(1)の大豆価格形成安定化事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

#### 第2 事業内容

我が国の食料自給率向上にとって重要な作物である国産大豆に関し、需給事情、品質評価及び消費者・実需者ニーズを的確に反映した価格形成を図るため、事業実施主体は次に掲げる事業を行うものとする。

- 1 入札の方法による大豆の実物取引（以下「入札取引」という。）を行うための施設の開設及び運営
- 2 入札取引を適正に実施するために必要な業務等を行う者及び入札取引の監視を行う監視委員の配置
- 3 入札取引を適正に実施するために必要な業務であって次に掲げるもの
  - (1) 入札取引において大豆の売渡し又は買受けを行う者の登録
  - (2) 学識経験者、生産者の代表者及び実需者の代表者等で構成する入札取引に関する重要事項を審議する委員会の開催
  - (3) 平均落札価格及び落札数量等入札結果の公表
  - (4) 入札取引において大豆の売渡し及び買受けを行う者からの入札取引の運営に要する費用に充てるための拠出金の徴収
  - (5) その他入札取引を適正に実施するために必要な事業

#### 第3 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、要綱第5の1の(4)の実施計画について、別記様式第1号により作成し、政策統括官に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 要綱第5の1の(6)の政策統括官が別に定める重要な変更は、交付要綱別表1の大豆価格形成安定化事業の重要な変更の欄に掲げる変更とする。
- 3 本事業は、補助金の交付の決定後に着手するものとする。

ただし、交付決定前に着手する場合にあつては、事業実施主体は、あらかじめ、政策統括官の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により、政策統括官に提出するものとする。

#### 第4 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第6の3に基づく事業実施状況の報告について、事業

実施年度の翌年度の7月末までに、別記様式第3号により政策統括官に報告するものとする。

#### 第5 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、要綱第7の7に基づき、自ら事業実施結果の評価を行い、別記様式第4号により事業成果報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の8月末までに政策統括官に提出するものとする。
- 2 政策統括官は、事業実施主体から1の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

#### 第6 補助対象経費

本事業の補助対象となる経費は、事業実施年度に実施した事業について、事業内容を実施するために直接必要な経費であって、別紙に掲げる経費とし、補助対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額及び内容等が確認できるものとする。

別紙（第6関係）

大豆価格形成安定化事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代又は電話料等の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な事務機器又は事務室等の借り上げ経費	
	システム導入費	入札取引に使用するサーバーのリース等の経費	
	システム改良費	入札取引システムのメンテナンス又は改良等の経費	
	システム運営費	入札取引システムの運営に必要なビジネスアカウントの管理等の経費	
	光熱水料	事業を実施するために直接必要な電気代又は水道料の経費	・事業に要する経費として明確に区分できるものに限る。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額（3万円未満）な物品の経費</li> <li>・ C D - R O M等の少額（3万円未満）な記録媒</li> </ul>	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。

		<p>体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験等に用いる少額（3万円未満）な器具</li> </ul>	
旅費	委員旅費	入札取引委員会・取引監視委員会への出席又は入札取引の監視等の実施のための旅費として、委員に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ又は成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		入札取引委員会・取引監視委員会の委員の手当に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。</li> </ul>
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。</li> </ul>
入札業務等実施費		<p>事業を実施するために直接必要な企画・運営又は調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分析等専門知識を要する業務を行う者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。</li> </ul>
役務費		事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは認められない経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み	

		手数料	
	運営拠出金事務 手数料	運営拠出金の徴収に係る 手数料	
	租税公課	運営拠出金に課される消 費税及び事業を実施するた めに直接必要な契約書等に 貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直 接雇用した者に支払う社会 保険料の事業主負担分の経 費	
	通勤費	事業を実施するために直 接新たに雇用した者に支払 う通勤の経費	

1. 賃金及び入札業務等実施費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房 経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
2. 上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
  - (1) 本事業で得られた成果物を有償で配布した場合
  - (2) 事業完了日において、請求書等により金額が確定していない場合
  - (3) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別記様式第1号（別記4の第3関係）

番 号  
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

印

平成 年度産地活性化総合対策事業の戦略作物生産拡大支援事業（全国推進事業：大豆価格形成安定化事業）実施計画の承認（変更）申請について

平成〇〇年度において、産地活性化総合対策事業の戦略作物生産拡大支援事業（全国推進事業：大豆価格形成安定化事業）を実施したいので、産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知）第5に基づき、承認（変更）申請する。

- 1 関係書類として事業実施計画書を添付すること。

平成 年度産地活性化総合対策事業

戦略作物生産拡大支援事業（大豆価格形成安定化事業）実施計画書

1 事業概要等

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	事業実施主体	
入札業務等に要する手当 管理運営等に要する経費	円	円	円	
合 計				

注：1 備考の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

2 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注 区分の欄は、交付要綱別表の経費の欄の事業名を記載する。

3 事業完了予定（又は完了） 年 月 日





--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

イ 入札取引実施体制

(ア) 入札業務等を行う者（パンチャー及び入札事務補助員を除く）の配置

配置場所	氏 名	年 齢	雇 用 期 間	入札業務等に要 す る手当（日額）	備 考
			年月 ～ 年月		

(イ) 監視委員の配置

① ○○年産

入札実施場所	監視委員配置人員	備 考
	人	
計	人	

② ○○年産

入札実施場所	監視委員配置人員	備 考
	人	
計	人	

(ウ) パンチャー及び入札事務補助員の配置

配置場所	パンチャー配置人員	入札事務補助員 配置人員	備考
	人	人	

ウ その他入札取引実施に関する特記事項

(2) 入札参加者の登録

ア 登録手続

イ 登録に当たっての留意事項その他の特記事項

(3) 入札取引に関する委員会の実施

開催予定時 期	委員の氏名、所属等	審議事項
年 月		

(4) 入札結果の公表

ア 公表の内容

イ 公表の方法

(5) 運営拠出金の徴収

ア 運営拠出金の単価

イ 徴収の方法

(6) その他の特記事項（取引指標価格の決定に係る事務、入札に係る実態調査等）

(注) 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第2号（別記4の第3関係）

番 号  
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

事業実施主体名  
代表者氏名 印

平成 年度産地活性化総合対策事業の戦略作物生産拡大支援事業（全国推進事業  
：大豆価格形成安定化事業）交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業名	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理由

（注）必要に応じ、行を追加して記載すること。

別記様式第3号（別記4の第4関係）

番 号  
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

印

平成 年度産地活性化総合対策事業の戦略作物生産拡大支援事業（全国推進事業  
：大豆価格形成安定化事業）実施状況報告書

産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産  
事務次官依命通知）第6の3の規定により報告します。

記

（注）記の記載要領は、別記様式第1号の実施計画書の様式に準ずるものとする。

別記様式第4号（別記4の第5関係）

番 号  
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

印

平成 年度産地活性化総合対策事業の戦略作物生産拡大支援事業（全国推進事業  
：大豆価格形成安定化事業）成果報告書

産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産  
事務次官依命通知）第7の規定により報告します。

第1 実施事業の名称

事業名	成果目標

第2 実施期間

事業開始年月日	事業完了年月日

第3 事業の成果

1 具体的な取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
事後評価の検証方法	
事業の実施による成果	
事業計画の妥当性	
適正な事業の執行	